



山地番の変更が実施されます

山口県では、明治以来、宅地農耕地等に1番から順に地番(耕地番)が付けられ、山林原野等にも同様に1番から順に地番(山地番)が付けられたことから、同一大字内に重複地番が多数存在します。山口地方法務局では、不動産に関する権利を保全し、円滑で安全な取引を図るため、県内全域で重複地番の解消を進めています。平成30年度から本市全域を対象に山地番の変更が実施されますが、この変更に伴う税務課固定資産税係への手続きは必要ありません。

■旧小野田市地域

(住居表示地区および大字丸河内を除く)
11月9日(金)に地番変更を実施

■旧山陽町地域(住居表示地区を除く)

平成31年11月8日(金)に地番変更を実施

◎変更方法

山地番に10000番を加算し変更

例) 1番 → 10001番

123番 → 10123番

- 地番変更した土地を所在地として登記された建物の所在地番・家屋番号も同じ方法で変更します。

- 地番変更した土地・建物の所有者には、10月中旬に「地番変更のお知らせ」、12月中旬以降に「通知書」が山口地方法務局から発送される予定です。

住所・本籍地の変更について

今回の地番変更では、住所・本籍地は自動的に変更されません。法務局から届くお知らせをご確認のうえ、土地地番の変更に合わせて住所・本籍地の変更を希望する場合は、市民課(☎82-1140)までお問い合わせください。

〈問い合わせ先〉山口地方法務局登記部門(☎050-3381-8756)



スマイルコースト・ウォーク
美しい海岸線と夕陽を楽しむ30km

◎歩いて、食べて、温泉も満喫できるウォーキング

本市の特徴である長い海岸線や、「日本の夕陽百選」に認定されている、きららビーチ焼野の夕陽を体感するウォーキング大会です。山陽小野田名産品などの「食」も楽しみながら30kmを歩きます。

◎とき 12月2日(日) 出発式8:30、
出発8:40～(荒天中止)

◎コース ドライブインみちしお(受付
7:30～8:00)→津布田海岸→梶漁港
→縄地ヶ鼻公園→東沖緑地→刈屋→さ
らら交流館(ゴール受付終了16:30)

◎参加料 一般・中学生以上1,500円、
小学生1,000円(要保護者同伴)

※軽食、完歩賞、傷害保険料を含みます。
※申込後の参加取り消しや、荒天による
大会中止の場合は、参加料は返金しま
せん。ご了承ください。

◎定員 100人

◎持ってくるもの 飲み物、振込用紙の控え

◎申込期限 11月20日(火)

◎申込書配布先

シティセールス課、山陽総合事務所、
各支所、各公民館、各図書館など

◎申込方法

●振込：山口銀行の窓口で申込兼振込
用紙に記入し振込

●現金書留：申込兼振込用紙に参加料
を添えて山陽小野田観光協会へ郵送

※詳しくは山陽小野田観光協会ホーム
ページをご覧ください。

<http://sanyoonoda-kanko.com>

〈問い合わせ・申込先〉〒756-8601 山陽小野田市役所

山陽小野田観光協会(シティセールス課内 ☎82-1313)